

(案)

下田市森林整備計画書

(変更箇所のみ)

計画期間 自 令和4年4月 1日
至 令和14年3月31日

(変更 令和7年3月31日)

静岡県下田市

はじめに

下田市森林整備計画（以下、「本計画」という。）は、森林法（以下「法」という。）第10条の5の規定により、本市内の森林を適切に整備していくことを目的として、本市における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めたものです。森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして市長等が認定します。

本計画の対象となる森林は、県が定める伊豆地域森林計画の対象森林です。本計画の期間中に、伊豆地域森林計画が変更され、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたものとみなします。その際、新たに計画の対象に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容が適用されます。

なお、本計画は令和7年4月1日から効力を生じます。

表 1-2-10 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林の区域及び整備・保全の考え方

種類	森林の整備・保全の考え方
特に針広混交林化を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採方法は皆伐又は間伐を原則とし、列状又は群状の伐採を基本とする。 ・ 伐採率は、本数換算ではおおむね 40%とし、本数換算で 35%を下回らないこととし、かつ、材積換算ではおおむね 40%を上回らないこととする。
森林の区域	別表①のとおり 【面積 1,067.44ha】
特に樹種の多様性増進を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広葉樹林等を対象とする伐採方法は、皆伐、択伐又は間伐とし、伐採率は、材積換算ではおおむね 50%以内とする。 ・ 竹林を対象とする伐採方法は、皆伐による樹種転換を原則とする。
森林の区域	別表②のとおり 【面積 43.14ha】